

令和元年7月8日
医務薬事課

1 目的

- ・平成30年7月の「医療法及び医師法」の一部改正により、各都道府県は、医療計画中に「外来医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）を策定する（今年度末まで）。
- ・計画の趣旨は、診療所の開設が都市部に集中している、診療所における診療科の専門分化が進んでいる、医療機関間の連携が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえ、外来医療機能に関する情報の可視化、新規開業希望者等に対する情報提供、外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組等により、新規開業者の行動変容を促し、偏在是正につなげていくものである。

2 概要

- ・都道府県において二次医療圏毎に外来医師偏在指標により診療所の医師の多寡を可視化し、この指標に基づき、二次医療圏毎に「外来医師多数区域」を設定する（全国335医療圏のうち、上位33.3%）。
- ・二次医療圏毎に、地域で不足している外来医療機能について協議を行い、その結果を公表する。
- ・少なくとも外来医師多数区域で新規開業する場合、「地域で不足している外来医療機能」を担うことを求める。
- ・医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となる情報について、把握・整理・分析し、明示する。

3 策定内容

<計画に記載する内容>

○外来医療提供体制の確保

- ①外来医師偏在指標の定めと、二次医療圏毎に外来医師多数区域の設定
- ②地域で不足している外来医療機能の分析と課題の協議等
- ③外来医師多数区域において、新規開業者に対して不足している医療機能を求める協議のプロセスと、結果の公表方法
- ④医療機関のマッピング情報や外来医療提供の状況など、開業等に当たって参考となる情報

○医療機器(※1)の効率的な活用

- ①医療機器の配置状況に関する情報(医療機器の配置状況に関する指標)
- ②医療機器の保有状況等に関する情報
- ③医療圏毎の共同利用の方針
- ④共同利用計画(※2)の記載事項とチェックのためのプロセス

※1(対象機器)

CT、MRI、PET、リニアック及びガンマナイフ、マンモグラフィ

※2(共同利用計画)

外来医療を行っている病院・診療所が新たに医療機器を購入する時、医療機関毎に策定(共同利用の相手方となる医療機関・対象機器、保守・整備等の方針、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針など)

外来医師偏在指標(暫定値)の結果、本県では「外来医師多数区域」が無い見込みとなっている。

こうした場合においても、ガイドライン上、最低限の事項を計画に盛り込む必要があることから、協議の場(地域医療構想調整会議等)を活用し、外来医療の現状・課題の共有や意見聴取などを行う。

<計画に記載する内容>

○外来医療提供体制の確保

- ①外来医師偏在指標の定め
- ②地域で不足している外来医療機能の分析と課題の協議等
- ③医療機関のマッピングに関する情報など、開業等に当たって参考となる情報

○医療機器の効率的な活用

- ①医療機器の配置状況に関する情報(医療機器の配置状況に関する指標)
- ②医療機器の保有状況等に関する情報
- ③医療圏毎の共同利用の方針
- ④共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

4 (参考) 本県の状況

○通院外来患者の状況

人口10万人当たりの患者数(全国:99,470人、本県:100,810人)(28位)

○通院外来医療施設

人口10万人当たりの施設数(全国:69施設、本県:64施設)(30位)

○医療機器の保有状況等

①CT

- ・調整人口(※)あたり台数(全国:11.1台、本県:8.8台)(43位)
- ・1台当たりの稼働件数(全国:2,437件、本県:2,278件)(25位)※病院(全国:662件、本県:747件)(7位)※診療所

②MRI

- ・調整人口あたり台数(全国:5.5台、本県:5.4台)(29位)
- ・1台当たりの稼働件数(全国:1,890件、本県:1,409件)(41位)※病院(全国:1,945件、本県1,783件)(24位)※診療所

③PET

- ・調整人口あたり台数(全国:0.46台、本県:0.17台)(46位)
- ・1台当たりの稼働件数(全国:794件、本県:752件)(26位)※病院

④マンモグラフィ

- ・調整人口あたり台数(全国:3.4台、本県:4.3台)(12位)
- ・1台当たりの稼働件数(全国:482件、本県:448件)(23位)※病院(全国:625件、本県937件)(8位)※診療所

⑤放射線治療(体外照射)

- ・調整人口あたり台数(全国:0.91台、本県:0.82台)(32位)
- ・1台当たりの稼働件数(全国:20件、本県:18件)(21位)※病院

※人口10万人対医療機器台数をベースに地域毎の性・年齢階級による検査率の違いを調整

○外来医師偏在指標(暫定値)

順位	圏域名	外来医師偏在指標(経年人口を考慮)
00	全国	106.3
43	05 秋田県	83.5
316	0501 大館・鹿角	64.8
320	0502 北秋田	63.3
250	0503 能代・山本	80.9
143	0504 秋田周辺	99.7
273	0505 由利本荘・にかほ	77.4
278	0506 大仙・仙北	76.5
287	0507 横手	75.1
306	0508 湯沢・雄勝	69.9

○外来医師偏在指標における全国比較

本県の医師偏在指標は83.5であり、全国平均の106.3より低く、全国順位も43番目と下位に位置している。

○二次医療圏の順位

県内で最も指標が高い「秋田周辺」においても指標は99.7となっており、全国平均よりも低く、全二次医療圏の順位も143位となっている。

令和年度第1回秋田県地域医療構想調整会議

外来医療計画の概要について

(外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン抜粋)

医務薬事課

外来医療計画について

1 根拠

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するための「医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）」の施行に伴い、秋田県医療保健福祉計画において、「医師の確保」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保」（以下「外来医療計画」という。）に関する事項を平成32年3月31日までに策定する。

2 策定事項

- ① 外来医療に係る医療提供状況（「外来医師偏在指標」等）
 - ② 病院及び診療所の機能分化・連携の推進
 - ③ 複数の医師が連携して行う診療の推進
 - ④ 医療提供施設の建物、設備、器械及び器具の効率的な活用
- ⇒策定した計画を各二次医療圏において、地域医療構想調整会議で協議

計画の背景・ねらいについて

1 外来医療提供体制の確保に関する事項について

(1) 都市部に偏って開業の傾向がある新規診療所への対応 ※P3

診療所の開設が都市部に集中している、診療所における診療科の専門分化が進んでいる、医療機関間の連携が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえ、外来医療機能に関する情報の可視化、新規開業希望者等に対する情報提供、外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組等により、新規開業者の行動変容を促す。

※外来医療計画に関するガイドライン対応ページ

(2) 地域の外来医療機能を担っている各医療機関の確認 P3

提供されるデータにより、対象区域内の医療機関が担っている医療機能の状況等を把握することができるため、これらの情報を各医療機関が共有するもの。

対象区域において求められる外来医療機能を真に担っているか、自医療機関において提供している医療提供の内容やその体制について検討するもの。

2 医療機器の効率的な活用に関する事項について

医療機器の配置状況に係る地域差への対応 P21

人口当たりの医療機器の台数には地域差がある。今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要があることから、医療機器の効率的に活用できるよう対応を地域の中で検討することを促す。

外来医療計画の策定内容について（1）

1 外来医療提供体制の確保に関する事項について

（1） 外来医師偏在指標の定めと外来医師多数区域の設定 P5

（1） 対象区域：二次医療圏 P10

医療計画の単位は二次医療圏、市町村単位の正確な情報は把握できていない

（2） 外来医師偏在指標 P10～14

厚生労働省から提供される外来医療機能の偏在、不足等の客観的な把握が可能

- ・ 時間内診療（日中）が多く占めることから、昼間人口を基本
- ・ 地域毎の性・年齢階級別医師数を、性・年齢階級別の平均労働時間によって重み付け
- ・ 病院と診療所の割合が異なることから、病院と診療所の対応割合を使用
- ・ 都道府県間、県内の患者流出入については、国からのデータ提供後、都道府県が必要に応じて実施

（3） 外来医師多数区域

外来医師偏在指標に基づき、全国の二次医療圏 3 3 5 の中で上位33.3%

（112位以内）に該当する二次医療圏 P14

(2) 地域内の不足している外来医療機能の分析と課題の協議等

P16~18

- 二次医療圏毎に、郡市区医師会等の学識経験者や、病院・診療所の管理者、医療保険者、市区町村等の幅広い構成からなる協議の場を設置
(地域医療構想調整会議の活用を想定)
- 国から提供されるデータを踏まえ、構成員間で認識の共有し、地域の課題を検討

(3) 外来医師多数区域での新規開業者への求める事項に関する協議のプロセス、結果の公表方法 P15~16

- 外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求める
- 不足する医療機能は、(2)の協議の場で検討したものとする
- 新規開業者の届出様式には、地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設ける
- 新規開業者が不足する外来医療機能を担うことを拒否する場合等には、臨時に協議の場を開催し出席要請を行う
- 協議の場での協議結果を公表する など

(4) 医療機関マッピングなどの情報提供 P15

- 外来診療（初・再診）に関する情報
- 初期救急体制（夜間・休日外来、深夜外来）に関する情報
- 在宅医療（訪問診療、往診）に関する情報
- 診療所及び病院の実施割合
- 病院・診療所ごとの主たる診療科目別医師数等の情報
- 地域の病院・診療所ごとの開設、廃止、休止、再開別の医療機関数
- 地域の病院・診療所の所在に関するマッピング など

本県の外来医師偏在指標（暫定値）について

順位	二次医療圏名	外来医師偏在指標
143	0504 秋田周辺	99.7
250	0503 能代・山本	80.9
273	0505 由利本荘・にかほ	77.4
278	0506 大仙・仙北	76.5
287	0507 横手	75.1
306	0508 湯沢・雄勝	69.9
316	0501 大館・鹿角	64.8
320	0502 北秋田	63.3



県内では全国上位33%以内に該当する二次医療圏は無い見込みであるが、次に掲げる外来医療に関する最低限の事項は、計画に盛り込む必要がある

外来医師多数区域の無い本県における計画に記載すべき事項は次の三点



(1) 外来医師偏在指標の定め P5

※ 外来医師多数区域ではないため、以下の事項は計画への記載は不要

(1) 外来医師多数区域の定義

(2) 外来医師多数区域での新規開業者への求める事項
に関する協議のプロセス、結果の公表方法

(3) 地域内で不足している外来医療機能の分析と課題の協議等

P16~18

(4) 医療機関マッピングなどの情報提供 P15

外来医療計画の策定内容について（2）

2 医療機器の効率的な活用に関する事項について

（1）医療機器の配置や保有等に関する情報提供 P22～24

- 医療機器の配置状況を可視化する指標に関する情報
- 医療機関が保有している医療機器に関する情報
- 放射線診療及び治療に関する情報
- 病床機能報告に基づき、医療機器を有する病院及び有床診療所のマッピング

※対象となる医療機器

- ・ C T （全てのマルチスライスCT 及びマルチスライスCT 以外のCT）
- ・ M R I （1.5 テスラ未満、1.5 テスラ以上3.0 テスラ未満及び3.0 テスラ以上）
- ・ P E T （PET 及びPET-CT）
- ・ 放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

(2) 医療機器の共同利用方針の策定 P24

- 二次医療圏毎に共同利用に係る方針を策定する。
 - ・各医療機関は、新規購入にあたり、共同利用計画※を作成する。
 - ・協議の場で共同利用計画に係る確認・検討を行う。
 - ・共同利用を行わない場合は、協議の場でその理由を確認・検討する。

(3) 共同利用計画のチェックのプロセス P24

協議の場での議論の状況等を県医療審議会とも情報共有を行う。

※共同利用計画

外来医療を行っている病院・診療所が新たに購入する医療機器等の具体的な共同利用計画を医療機関毎に策定

- ・共同利用の相手方となる医療機関・共同利用の対象とする医療機器
- ・保守、整備等の実施に関する方針
- ・画像撮影等の検査機器は、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

実効性を高めるための支援について

医療介護総合確保基金の活用 P18

○外来医療提供体制の課題に対し、医療機関が新たに役割を担うことに当たり、医療介護総合確保基金を活用した支援ができる。

○なお、支援に当たっては、地域医療構想調整会議などの協議の場において、関係者との協議と合意が必要となる。

外来医療計画の策定スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会	審議会 策定方針 の協議									パプコメ 意見聴取			審議会 計画案答 申
医療審議会 医療計画部会				部会 策定方針 の決定					部会 素案の検討・決定				部会 計画案の検討・ 決定
地域医療構想 調整会議等					全体会 意見聴取								